

渋谷区立鉢山中学校 令和7年度 学校生活の手引き

生活指導部

1. 生活の目標

< 鉢山中学校「4つの大切」 >

【人】人も自分も大切にする

- ① 学校生活に前向きに取り組み、将来の自立に向けた力を身に付ける。
- ② 基本的生活習慣を身に付け、心身の健康の保持増進に努める。
- ③ 生徒会などの活動やボランティア活動を通して、人や社会のために貢献する。
- ④ 自分の中で解決できない問題や困りごとは、一人で抱え込まず、周囲の人に相談する。

【言葉】言葉を大切に使う

- ① 明るい挨拶、礼儀正しい言葉遣いを心がける。
- ② 相手を尊重し、思いやりのある言葉を使う。いじめは絶対に許さない。
- ③ 人の言葉に耳を傾け、よく考えて発言・表現する。

【時間】時間を守る・期限を守る

- ① 登下校の時間を守り、チャイム着席をする。
- ② 提出物の期限を守る。

【もの】ものを大切に使う

- ① 校内の設備や備品・消耗品・掲示物・タブレット等は大切に扱う。
- ② 借りたものは必ず返却する。
- ③ 学校の美化に努め、私物は常に整理整頓をする。

2. 学校生活

(1) 登校時間

8:25

- ① 8:25に着席していない場合は遅刻とみなす。
- ② 8:25までに、教室の自席に着席し、朝読書・朝学習を開始する。
- ③ 体調不良などで遅刻登校した場合は、職員室に報告してから教室に入る。
- ④ 全校朝礼は8:25から行う。早めに登校し、クラスごとに整列して体育館へ向かう。
- ⑤ 登校後に、無断で学校外に出ることは禁止する。
- ⑥ 欠席や遅刻の当日の連絡は、8:00～8:10に保護者が電話か Home & School で行う。
- ⑦ 朝は7:30～校門に入ることができる。この時間よりも早く学校の敷地内に入らない。

(2) 朝読書

8:25～8:35

・月～金曜日は朝読書に取り組む。

(3) 朝学活

8:35～8:40

・出席確認、健康状態の確認 ・各種連絡 ・今日、明日の予定 ・担任の話 ・その他

(4) 授業

8:45～

- ① チャイム着席をする。自席に着き、学習の準備をする。
- ② 授業の始めと終わりには、「お願いします」「ありがとうございました」と挨拶をする。
- ③ 休み時間は、次の授業の準備を行う。教室移動の時は消灯し、エアコンの電源を切る。他学年・他教室に入らない。

(5) 給食

1 2 : 3 5 ~ 1 3 : 0 5

* 詳細は、「給食のきまり」を参照

- ① 食事の前は石けんで手を洗う。
- ② 給食当番は、白衣・帽子・マスクを着用する。白衣は週末に持ち帰り、洗濯をして週初めに持ってくる。
- ③ 「いただきます」のあいさつで食事を始め、「ごちそうさま」で片付けを始める。
- ④ 食器の取り扱いに注意し、破損した場合は、担任に申し出て事務室で破損届をもらい、栄養士に提出する。

(6) 昼休み

1 3 : 0 5 ~ 1 3 : 2 5 (予鈴)

- ① 図書室の利用 * 詳細は、「図書室の利用について」参照
・図書室では静かに過ごし、本は丁寧に扱う。利用の仕方と、貸出期間を守る。
- ② 校庭の利用
・生活委員が、ボールの貸し出しと管理を行う。ボールは予鈴で片付ける。
- ③ 雨天時の過ごし方
・職員室でトランプの貸し出しを行う。受け取り、返却は生活委員が行う。

(7) 終学活

6 校時は 1 5 : 2 5 ~ 1 5 : 3 5 5 校時は 1 4 : 2 5 ~ 1 4 : 3 5

- ・1 日の反省 ・各種連絡 ・担任の話 ・その他

(8) 清掃

1 0 分間 * 詳細は、清掃の仕方参照

- ① 各教室と指定された場所を清掃する。清掃終了後、担当の先生の確認を受ける。
- ② ゴミは可燃、不燃に分けて捨てる。

(9) 下校

6 校時は 1 5 : 4 5 5 校時は 1 4 : 4 5

- ① 居残りは、担当の先生の許可を得た場合のみできる。
- ② 登下校途中の寄り道や買い食いはしない。交通ルールとマナーを守る。

(10) 最終下校

4~10 月は 1 8 : 0 0 11 月~翌年 3 月は 1 7 : 3 0

- ① 厳守する。

(11) 職員室のマナー

職員室は、先生が仕事をする場所である。しっかりとした言葉遣いと態度をとる。

- ① 先生に用事がある場合は、鞆を廊下に置き、コートやマフラーは取り、ノックをして要件を伝える。

- 一礼をし、「失礼いたします。」
「〇〇年〇組の<自分の名前>です。〇〇先生はいらっしゃいますか？」
「〇〇部の<自分の名前>です。〇〇室のカギを取りに来ました。」など。
○ 一礼をし、「失礼いたしました。」

(12) 保健室の使い方

- ① 傷病者の安静を第一に、保健室では静かに過ごす。
- ② 緊急の場合以外は、休み時間や放課後に利用する。
- ③ 処置が長引き授業に遅れる場合は、「保健室からの連絡カード」を受け取り、教科担任に渡す。
- ④ 養護教諭が不在の場合は、職員室の先生に申し出る。

(13) 上履き・傘の貸し出しについて

- ① 上履き：忘れた場合は、職員室でスリッパを借用する。番号を控えて下校前に返却する。
- ② 傘：突然の雨の場合は、職員室で傘を借用することができる。番号を控えて、翌日に返却する。

(14) 紛失物について

- ① 落とし物を拾った場合、先生に拾った場所や時間を伝えて届ける。
- ② 物を紛失した場合は、すぐに先生に申し出る。
- ③ 落とし物は、2 階小会議室前に陳列してある。中に自分のものがあつた場合は、先生に申し出る。

(15) 各種届出について

- ① 在学証明書、その他の証明書が必要な場合は担任に申し出る。
- ② 通学証明書及び生徒旅客運賃割引証が必要な場合は、所定の申請用紙に必要事項を記入し、担任を通して申請する。
- ③ 転居などによる住所・電話番号等の変更が生じた場合は、直ちに担任まで届ける。

3. 身だしなみ

(1) 服 装

【標準服】 ※この服装で登下校を行う。セーター・カーディガンで登下校しない。

上 ・ブレザー（学校指定）

- ・白のワイシャツ（長袖又は半袖）または半袖のポロシャツ（白又は紺）
- ・ネクタイまたはリボン（学校指定 着用の有無は問わない。）

下 ・スラックスまたはスカート（学校指定）

- ① シャツのすそは、スラックスまたはスカートの中に入れて着用する。スカートの丈は膝が隠れる長さ、スラックスの丈はくるぶしが隠れる長さとする。
- ② シャツの下に下着を着用する。＊下着は派手な色や柄物は不可とする。
- ③ ベストは、年間を通して着用してもよい。色は黒・紺・白・ベージュ・グレーの無地とする。
- ④ 防寒のためのセーター・カーディガンは、黒・紺・白・ベージュ・グレーの無地とする。ブレザーの袖や裾から出ないように着用する。
※夏場のエアコン対策で、セーター・カーディガンを着用してもよい。
- ⑤ 防寒のためのコートは、黒・紺・グレー・茶の無地とする。ワンポイントは可
- ⑥ 行事や式の際は、指定の服装を着用する。

(2) 靴下・靴

- ① 靴下は、黒・紺・白・グレーの無地とする。ワンポイントは可。＊くるぶしが出るもの、膝上までの長いものは不可。
＊防寒対策のために、黒のレギンスやタイツを着用してもよい。
- ② 上履は、学校指定の学年カラー入りのものを使用する。
- ③ 通学用の靴は、運動靴または黒のローファーを着用する。＊運動靴は体育の授業に使用できるものとする。

(3) 頭髪等

- ① 清潔感のある髪型にする。安全面に配慮が必要な場合は髪ゴム（黒・紺・茶）で結ぶ（理科の実験、体育、給食や式典等）。髪をとめるヘアピンは黒とし、装飾品は不可。（ファッション性の高いものや高校入試の際に適さない髪型にはしない）
- ② 整髪料、パーマ、脱色、カラー、眉ぞり、化粧、マニキュア等は不可とする。

(4) かばん

- ① 教科書やタブレット等の学習道具が十分に入る機能的なものを使用する。両手が空くリュックタイプのものが良い。

4. 持ち物など

(1) 持ち物について

- ① 生徒証は、常に携帯する。紛失した場合は、直ちに担任に申し出る。
- ② 持ち物に記名をする。
- ③ 貴重品は持ってこない。やむを得ず持参した場合は、朝学活時に担任に預ける。
- ④ 時計、電子辞書は持ってきてもよい。ただし、通信・録音・録画ができる機能をもつものは不可。
- ⑤ 水筒の中身は、水・お茶・スポーツドリンクとする。ペットボトルなどの持ち込みは不可。
- ⑥ ハサミやカッターなどの刃物や、鋭利な道具の持ち込みは禁止する。
- ⑦ 香りの出る制汗剤や汗拭きシート等は使用しない。
- ⑧ 防犯ブザー・安全マップは常に携帯する。防犯ブザーの紛失や電池切れは、各自で購入・交換する。
- ⑨ 傘は玄関の指定された傘立てに置き、置きっぱなしにしない。折りたたみ傘は、教室のロッカーに置いてよい。
- ⑩ 災害などの緊急時の連絡用としてスマートフォンなどの通信機器を持参する場合は、「使用の同意書」を提出しルールを守る。

5. 校外生活

- (1) 交通規則を守り、常に安全第一を心掛ける。
- (2) 事故やトラブルに巻き込まれたら、すぐに警察や家庭・学校に連絡する。
- (3) 外出先や時間などを、保護者に伝え、必要以上のお金は持たず、無用な夜間の外出はしない。
- (4) 公共のルールを守り、触法行為（飲酒・喫煙・万引き等）やいじめ、無断外泊、深夜徘徊等はしない。

6. SNS ルール

- (1) 思いやりの気持ちを持ち、マナーを守って使用する。
- (2) 保護者と話し合い、家庭の SNS ルールを作り、守る。

鉢山中学校 SNS ルール（R2 年度 生徒会作成、R3 年度 改定）

- ① 使用時間に関しては保護者と話し合い、時間を決めて使用する
- ② 金銭の支払いが発生する場合は保護者に相談し承諾を得る
- ③ SNS の利用に関しては個人情報特定できるものを載せない
- ④ 悪口や他人のプライバシーに関する情報を書き込まない
- ⑤ 相手を傷つける行為は許さない。いじめやトラブルになりそうな場合は、注意できる勇気をもつ
- ⑥ 困ったことがあれば身近な友人や大人に相談する

7. タブレットルール

(1) 学校

- ① 授業に使用できるよう、家で充電を行い毎日持参する。
- ② 登校後や使用後は、タブレット保管庫に保管する。
- ③ 登下校時は、破損防止のためケースに入れて鞆にしまうことが望ましい。手に持ったり、操作したりしながら歩かない。
- ④ 破損や紛失時は、直ちに先生に申し出る。破損届や紛失届を担任からもらい提出する。
- ⑤ 毎月、最終週の金曜日にタブレット点検を行う。

(2) 家庭

- ① 家庭でのルールを守る。
- ② 家庭で不具合が生じた場合は、保護者が下記に問い合わせをする。または、登校時に先生に申し出る。

渋谷区教育 ICT 総合サービスデスク 受付時間 平日 8 : 30～20:00

(土日祝日 年末年始 12/29～1/3 は除く)

0120-659-363

(3) その他

- ① 卒業時には返却するので、丁寧に扱い、大切に使う。
* 精密機器なので、熱や湿気、磁力、ほこりにも気を付ける。
- ② 貼ってあるラベルははがさない。また、シールなどは貼らない。
- ③ タブレットの貸し借りは禁止する。
- ④ カメラ機能は、学校の内外を問わず、指示・許可がある場合のみ使用する。
- ⑤ 設定のカスタマイズは禁止する。
- ⑥ このルールが守られない場合は、学校・保護者・生徒の確認のもとに、一時学校で預かるなどの使用制限を行う。